

# これからの防災に生かす 男女共同参画の視点

東日本大震災から10年。この間にも毎年のように大規模な災害が起きています。そして、現在は新型コロナウイルス感染症により、さらなる困難が加わり、災害がもたらすリスクも変化しつつあります。この10年間の取組を振り返りながら、コロナ時代の防災について考えます。

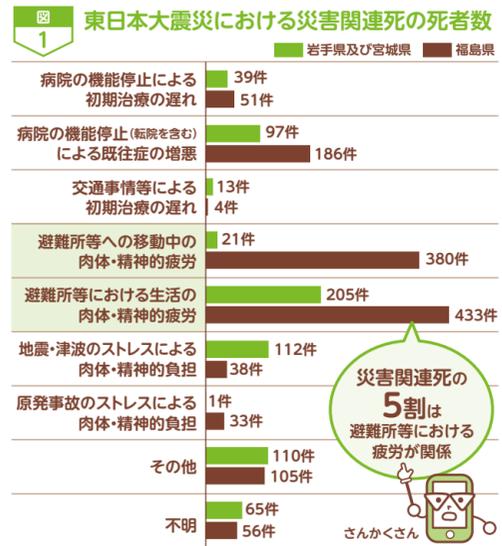
## 東日本大震災から10年

### 避難と避難所の在り方を考えた10年間

私たちは自然災害の発生を防ぐことはできません。もちろん被害を最小限にするためには、日頃の備えとして、各自・各家庭での対策や準備が必要です。それでも、状況によっては、自宅にはいられず、指定された避難所に行かざるを得ないという事態が起こります。命を守るためには、**迅速な避難、そして避難先の環境**もまた重要です。避難生活を考える上で注目すべきデータがあります。それは災害関連死に関するものです。(図1)

**災害関連死**とは、災害による直接の被害ではなく、**避難後に死亡した原因について、災害との因果関係が認められるもの**のことです。表を見ると関連死の一番の原因は、**避難所等における生活の肉体的・精神的疲労**によるものとなっています。女性や子供、高齢者、障害がある人など、誰にとっても安心、安全な場所であったなら、災害関連死から守られた命が多くあったかもしれません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためには、**密閉・密集・密接の回避**が重要です。感染症の流行時に災害が起きた場合、どう避難するかが急務の課題となった今、改めてこの10年間の避難所の改善への取組を振り返ってみましょう。



東日本大震災における災害関連死に関する報告「復興庁H24.8.21(原因区分別(複数選択)より)※備考:市町村からの提供資料(死亡診断書、災害弔慰金支給審査委員会活用された経緯書等)を基に、復興庁において情報を整理し、原因と考えられるものを複数選択。

### 国の取組

東日本大震災直後、多くの避難所でプライバシーが守れない、衛生状態が悪いなどのさまざまな問題が発生しました。とりわけ、**女性用物資の不足や女性の役割が炊事や清掃に偏る**など、女性のニーズが反映されないという問題が見受けられました。

国は避難所生活での不便などを受け付ける女性相談窓口を急速設置したり、避難所を設営する自治体に女性に配慮した運営を呼びかけたりなどの対応をとりましたが十分ではありませんでした。そこで「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」とする文書を全国の自治体に発信し、「**防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン**」にも防災の様々な取組への女性の参画の重要性が書き加えられました。

こうした取組を強く推進するために、2020年5月、内閣府男女共同参画局は復興庁、厚生労働省などと連携して「**災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画からの防災・復興ガイドライン～**」を作成しました。このガイドラインでは、都道府県・市町村に対して、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成や見直し、庁内の防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局等との連携、地域防災リーダーの育成などに、女性の視点を取り入れ、地域の防災対応力を強化するよう求めています。

さらに2020年12月に閣議決定された**第5次男女共同参画基本計画**では、社会情勢の現状、予想される環境変化



及び課題の7項目の中で、「新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響」と「頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)」を位置づけています。

### 埼玉県の取組

危機管理防災部では、震災後に「**地域防災計画**」を見直し、避難所運営における**女性への配慮**や**男女共同参画の視点**が明記されました(詳細は4ページ)。

また、県男女共同参画課では、リーフレット「男女共同参画の視点を取り入れた『みんなが安心できる避難所運営』のすすめ」を作成しています。県男女共同参画課のホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

### With You さいたまの取組

当センターでは、震災直後にさいたまスーパーアリーナに避難された方々にシャワー室、休憩室を開放しました。また、地域のボランティアの方々によって、絵本の読み聞かせやハンドマッサージなどが行われました。そして、その経験を生かして、防災・災害時における男女共同参画の視点の重要性の啓発に力を入れるとともに、自治会や自主防災組織など地域における**女性リーダーの育成**を進めています。また、**地域防災に関わる人のネットワークづくり**にも積極的に取り組んできました。(以下の表は、防災関連事業の一覧です)。

年度	With You さいたまの取組
2011年	県内市町村男女共同参画担当職員研修会において「災害と男女共同参画」をテーマとした講義と先進事例などの紹介(以降、毎年度実施) 広報紙7月号特集「災害と男女共同参画」 埼玉県内に暮らす被災者の方々集いの場「さいがい・つながりカフェ」を開始(以降、毎月2回開催) パネル作成「災害と男女共同参画」※詳細は5ページ
2014年	「子育て支援に関わる人のための防災講座と映画会」(2回) 市町村をはじめ、町内会・自治会、自主防災会など市民団体からの依頼で「災害・防災と男女共同参画」をテーマに出前講座を実施(以降、毎年度実施)
2015年	「女性のための政策セミナー」 広報紙3月号特集「『わたし』の防災対策」を立てよう パネル作成「わたしの防災対策」※詳細は5ページ
2016年	「女性防災フォーラム」～2019年度 「女性リーダー養成講座」(2018年度からは、「女性リーダー育成講座」と名称変更して継続中)
2017年	広報紙3月号特集「防災と女性～過去の災害の経験から学び、前へ進もう!」 情報ライブラリーに「災害時対応に女性の声を!と題して「災害と防災を知るための資料コーナー」を設置
2020年	「男女共同参画で取り組む防災フォーラム」

### そしてこれから誰ひとり取り残さないために

これまでの取組を振り返れば、より安全で安心な避難と避難所の在り方を目指してきた10年間でした。多くの「計画」の中に女性を始めとする多様性への配慮や、女性たちの運営への参画の重要性が明記されたことは特筆すべきことです。しかし、**障害者、高齢者、妊産婦など困難を抱えがちな人たちに配慮した避難所や避難への支援体制はまだ確立したとは言えません**。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大を避けるために、「**親戚・知人宅」「ホテル」「在宅避難**」など分散避難が奨励されています。どこに避難したとしても、そこでは感染対策とともに、人権が尊重され、安心・安全が確保された環境の整備が必要です。これまで以上に、一人ひとりがそれぞれの場で主体的に行動することが求められます。地域のさまざまな人が参加して防災訓練や支援体制づくりを進め、危機的な状況を助けて乗り越えていく地域の災害対応力を高めましょう。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、多様な避難への備えとともに、社会が危機に遭遇した時に女性が深刻な影響を受けやすいという事実を改めて浮き彫りにしました。働く場や地域において**男女が等しく力を発揮できる暮らしやすい社会の実現**が防災・減災への基盤であるという原点に立ち返って、平時からの男女共同参画社会の推進に取り組みしましょう。

With You さいたまでは、今後も男女共同参画を地域に広めることを目的とした講演会や出前講座などに積極的に取り組みます。そうした取組の中から、男女共同参画の視点を持った男女双方の地域リーダーが増え、その人たちが防災分野でも活躍することを期待しています。



### 埼玉県危機管理防災部における男女共同参画の取組

#### 1 地域防災計画

埼玉県地域防災計画は災害対策基本法に基づき埼玉県防災会議が作成しています。平成23年11月の計画の見直しでは、東日本大震災で福島県双葉町から多くの避難者を受け入れた経験を踏まえ、**生活必需品の備蓄や避難所運営における女性への配慮**について具体的に盛り込みました。見直し検討ワーキンググループには、男女共同参画推進センター職員も参加しました。

また、従来、防災会議の委員は防災関係機関の職員に限られていましたが、平成24年に災害対策基本法が改正され、多様な主体の意見を反映できるよう、自主防災組織を構成する者や学識経験者等を委員に追加できるようになりました。これを受けて6名の委員を委嘱し、**3名は女性、1名は男女共同参画の学識経験者**とすることで男女共同参画の視点や女性の意見を反映できるよう努めています。

更に、平成26年3月の計画の見直しで、自主防災組織における女性リーダーの育成などを追加し、令和3年3月

下旬(予定)の見直しにおいても、内閣府男女共同参画局のガイドラインの内容を反映させるなど、男女共同参画の視点を盛り込んだ計画づくりに取り組んでいます。

#### 2 消防団

消防団は、火災現場での消火をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防備などを行う非常備の消防機関です。

県内では令和2年4月1日現在、733人の女性の消防団員が様々な場面で活躍しています。

更に多くの女性に消防団に加入していただくため、県では平成27年度から**PRイベントを実施**するなど女性の消防団への入団促進をはかっています。「**災害時にできることはないかな**」、「**地域に貢献したい**」、「**消防業務に興味がある**」という方は是非、地域の消防団の窓口へ御連絡ください。

埼玉県危機管理防災部より

### 埼玉県地域防災計画

避難所運営に関して、東日本大震災後に書き加えられた、女性に配慮した具体的な項目です。今年度、改定が予定されています。

女性に配慮した避難所運営を行うため、**運営組織には複数の女性を参加**させるよう配慮する。女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、**更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮**するとともに、**注意喚起や巡回警備**を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

備蓄品目は、県民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、**要配慮者や女性に配慮**したものとする。



**女性の相談員、福祉相談員**を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては**男女共同参画センターや民間団体**を積極的に活用する。

### さいがい・つながりカフェより

With You さいたまでは、東日本大震災の後、埼玉県内に暮らす被災者の方のつどいの場「さいがい・つながりカフェ」を2月開催しています。東日本大震災から10年目を迎えるにあたり、福島から埼玉県内に避難され、現在、さいがい・つながりカフェ実行委員会代表の村上秀雄さんよりメッセージをいただきました。

